

〔令和 8 年 3 月 10 日〕  
〔地方財政審議会〕

総務大臣配分資産に係る固定資産税の課税標準となるべき  
価格等の決定及び修正について(令和 8 年 3 月修正分)

## 資料 3 - 2

## 決定価格、課税標準額及び税額見込額の年度別集計(当初申告と修正申告の差額)

(単位：百万円)

年 度	価格等の決定		価格等の修正		計		税額見込額
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R3	876	492	△ 751	△ 1,108	125	△ 616	△ 9
R4	720	402	△ 624	△ 975	96	△ 573	△ 8
R5	593	329	△ 559	△ 857	34	△ 528	△ 7
R6	489	270	△ 539	△ 761	△ 50	△ 491	△ 7
R7	1,034	851	5,003	1,656	6,037	2,507	35
計	3,711	2,345	2,530	△ 2,045	6,241	300	4

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。